

ケアセンターオアシス入江 運営規程  
(地域密着型特定施設入居者生活介護事業所)

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社オアシスが開設するケアセンターオアシス入江（以下「事業所」という。）が行う地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な生活介護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、要介護者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、要介護者の身体及び精神の状況及びその置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談その他日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 前2項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

ケアセンターオアシス入江(地域密着型特定施設入居者生活介護事業所)

(2) 所在地

静岡市清水区入江3丁目4-24

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います

(2) 介護職員 16名以上

食事の提供や生活上の相談等、日常生活を適切に援助します

(3) 生活相談員 1名(常勤)以上

生活相談や環境の調整を行います

(4) 事務職員 1名

必要な事務を行います

(5) 栄養士 1名

栄養管理を行います

(6) 調理職員 5名程度

調理を行います

(7) 看護職員 2名以上

健康管理を行います。

(8) 機能訓練指導員 2名以上

日常生活を営むのに必要な機能減退を防止する訓練を行います。

(9) 計画作成担当者 1名(常勤1名)以上

入居時の手続きやサービスの説明、個別の計画書を作成します。

(居室数及び入居定員)

第5条 事業所の居室数は28、入居者の定員は29人とする。

(生活介護の内容)

第6条 生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者からの相談
- (2) 食事の提供
- (3) 入浴介助
- (4) 排泄介助
- (5) 健康管理
- (6) 余暇活動の支援
- (7) 緊急時の対応
- (8) その他日常生活に必要な援助

(利用料及びその他の費用の額)

第7条 地域密着型特定施設入居者生活介護サービスを提供した際には、介護報酬上の告知額(厚生労働大臣の定めた基準額)とする。

2 次に定める費用については、利用者から徴収する。

- (1) 家賃相当額 月額 40,000~150,000円
- (2) 管理費 月額 68,000円
- (3) 食費 月額 45,000円(食材費のみ)朝 300円昼・夕 600円(30日分)
- (4) 水道光熱費 月額 18,000円
- (5) 日用品費等その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費  
(理・美容代、おむつ代、趣味嗜好品等)

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し、サービス内容及び費用について説明を行ない、同意を得るものとする。

4 第2項(3)(4)の金額については、物価の変動や時勢により変更する場合がある。その場合、利用者又はその家族に対し説明を行うものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、利用者に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

(利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件および手続き)

第8条 生活相談員等は、利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行う場合は、入居契約書に基づき利用者の意思の確認を行い、同意を得ることとする。

(入居に当たっての留意事項)

第9条 入居者は、目的施設及び敷地等の利用方法等に関し、その本来の用途に従って、善良な管理者の注意をもって利用するものとします。

(禁止又は制限される行為)

第10条 入居者は、目的施設の利用にあたり、目的施設又はその敷地内において、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。

- (1) 鉄砲刀剣類、爆発物、発火物、有毒物等の危険な物品等を搬入・使用・保管する
  - (2) 大型の金庫、その他重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付ける
  - (3) 排水管その他を腐食させるおそれのある液体等を流す
  - (4) テレビ・ステレオ等の操作、楽器の演奏その他により、大音量等で近隣に著しい迷惑を与える
  - (5) 猛獣・毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動植物を飼育する
- 2 入居者は、目的施設の利用にあたり、事業者の承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。また、事業者は、他の入居者からの苦情その他の場合に、その承諾を取り消すことがあります。
- (1) 居室及びあらかじめ管理規定に定められた場所以外の共用施設又は敷地内に物品を置く
  - (2) 目的施設内において、営利その他の目的による勧誘・販売・宣伝・広告等の活動を行う
  - (3) 目的施設の増築・改築・移転・改造・模様替え、居室の造作の改造等を伴う模様替え、敷地内における工作物を設置する
- 3 入居者は、目的施設の利用にあたり、次に掲げる事項については、あらかじめ事業者と協議を行うこととします。事業者は、この場合の基本的考え方を管理規程等に定めることとします。
- 一、入居者が1ヶ月以上居室を不在にする場合の、居室の保全、連絡方法、各種費用の支払とその負担方法
  - 二、入居者が第三者を付添・介助・看護等の目的で居室内に居住させる場合の各種費用の支払とその負担方法
  - 三、事業者が入居者との事前協議を必要と定めるその他の事項
- 4 入居者が、第1項から第3項の規定に違反もしくは従わず、事業者又は他の入居者等の第三者に損害を与えた場合は、事業者又は当該の第三者に対して損害賠償責任が生ずることがあります。

(緊急時等における対処方法)

第11条 事業者は、目的施設の保全・衛生管理・防犯・防火・防災、その他の管理上特に必要があるときは、あらかじめ入居者の承諾を得て、居室内への立ち入り又は必要な措置を行うことができます。この場合、入居者は正当な理由がある場合を除き、事業者の立ち入りを拒否することはできません。

2. 事業者は、火災、災害その他により入居者又は第三者の生命や財産に重大な支障をきたす緊急の恐れがある場合には、あらかじめ入居者の承諾を得ることなく、居室内に立ち入ることができるものとします。この場合に、事業者は入居者の不在時に居室内に立ち入ったときは、立ち入り後、その理由と経過を入居者に通知することとします。

(非常災害対策)

第 12 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待防止のための措置)

第 13 条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第 14 条 提供した地域密着型特定施設入所者生活介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した地域密着型特定施設入所者生活介護に関し、都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは地域密着型特定施設入所者生活介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(従業者の研修)

第 15 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものと、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 か月以内

(2) 継続研修 月 1 回の社内勉強会、3 か月に 1 回の社外の方を招いての講習会

(その他運営についての重要事項)

第 16 条 事業所は、入居者に対し適切な生活介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

5 事業者は、利用者に対する地域密着型特定施設入所者生活介護の提供に関する諸記録を整備し、当該生活援助を提供した日より 5 年間保存する。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社オアシスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規程は、平成 21 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 9 月 15 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 11 月 15 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 1 月 15 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。